

資料・緑に関する関係法規と自治体の関係条例——荒木英昭

1. 関係法規

従来、わが国における緑に関する行政は防戦一方の感が強く、既存の法規も、農業に関する積極策を別にすると、規制に関するものがほとんどであった。しかも、規制を行う行政ごとに体系の異なる法規がそれぞれ規制を行っていた。

これらは、完全に体系的には整理しにくい、規制を主とした緑の保全に関する法律を列記すると表一のとおりである。

地域計画的な表一1の分類の各法に劣らず、災害の発生の防止等他の行政目的による規制によって、副次的に緑の破壊を規制している表一2の各法による規制も、土木工事等において留意しなければならないのはいうまでもない。

表一2 他の主たる行政目的による規制で副次的に緑の保全に関連する法律

法律名	規制が行われる区域
河川法(昭和39年法169号)	河川区域 河川保全区域
海岸法(昭和31年法101号)	海岸保全区域
砂防法(明治30年法29号)	砂防区域
地すべり等防止法(昭和33年法30号)	地すべり防止区域
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法57号)	急傾斜地崩壊危険区域
宅地造成等規制法(昭和36年法191号)	宅地造成工事規制区域
屋外広告物法(昭和24年法189号)	都道府県条例で定める区域(市、特別区人口5000人以上の市街の町村)
文化財保護法(昭和25年法214号)	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法137号)	
採石法(昭和25年法291号)	
砂利採取法(昭和43年法74号)	

いずれの法律においても、法律の目的、対象区域等によって、規制の態様は、届出、許可、禁止等強弱がある

表一1 緑地的な緑の保全が法律の目的に含まれているもの

国土利用計画法(昭和49年法92号)第9条第1項、第2項に基づく土地利用基本計画の地域区分	基本となる法律	関連する法律	保全を行う地域地区	保全の対象
都市地域	●都市計画法(昭和43年法100号)	●首都圏近郊緑地保全法(昭和41年法101号) ●近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和42年法103号) ●古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和41年法1号) ●都市緑地保全法(昭和48年法72号) ●生産緑地法(昭和49年法68号) ●都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(昭和37年法142号)	市街化区域 市街化調整区域 風致地区 美観地区 保全区域* 特別保全地区 保全区域* 特別保全地区 歴史的風土保存区域 特別保存地区 緑地保全地区 第1種生産緑地地区 第2種生産緑地地区 都市計画区域	(計画的市街地) 樹木、表土 風致 美観 樹林地、水辺地 樹林地(隣接する池沼を含む) 風致(歴史的風土) 樹林地、草地、水辺地、岩石地(遮断、緩衝、避難地帯、伝統的、文化的意義、風致、景観) 農地 農地 樹木、樹木の集団
農業地域	●農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法58号)	●農地法(昭和27年法229号)**	農業振興地域 農用地区域	農地、農用地 農地、採草放牧地
森林地域 自然公園地域	●森林法(昭和26年法249号) ●自然公園法(昭和32年法161号)		保安林指定区域 普通地域 特別地域 特別保護地区 自然環境保全地域	樹林地 風致(自然の風景地)
自然保全地域	●自然環境保全法(昭和47年法85号)		都道府県自然環境保全地域 特別地区 普通地区 原生自然環境保全地域 立入制限地区	森林、草原、海岸、湖沼、湿原、河川等 風致(原生の自然)

注：① *印、首都圏、近畿圏の保全区域は都市計画区域の内外を問わない。
② **印、農地法は農業地域の内外に及ぶ。

表一3 緑の造出に関連する法律

法律名	「緑」の造出に関連する法律の目的、施策
都市公園法(昭和31年法79号)	都市公園(公園、緑地)の整備
都市公園等整備緊急措置法(昭和47年法67号)	都市公園等整備五箇年計画の作成実施
土地区画整理法(昭和29年法119号)	公共施設の整備改善、宅地の利用増進を図る土地区画整理事業の施行
新都市基盤整備法(昭和47年法86号)	同法施行規則(昭和30年建設省令5号)第9条設計に関する技術的基準(公園面積等)による指導
公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法66号)	大都市周辺の新都市建設に関し、根幹公共施設の用に供すべき土地等の整備に関する事業の施行
農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法58号)	都市環境の計画的整備のため、必要な市街化区域内の土地を先行的に取得
土地改良法(昭和24年法195号)	農業地域の保全、形成、農業振興に関する施策の計画的推進
耕土培養法(昭和27年法235号)	農用地の改良、開発、保全、集団化に関する土地改良事業の実施
森林法(昭和26年法249号)	土じょうの化学的な性質が不良な農地につき耕土培養事業の実施
保安林整備臨時措置法(昭和29年法84号)	森林の保続培養と森林生産力の増進
森林病虫害等防除法(昭和25年法53号)	保安林整備計画の決定、国による買入等による保安林の整備
林業種苗法(昭和45年法89号)	松くい虫等森林病虫害の駆除予防
	優良な種苗の供給の確保

が、建築物・工作物の新・改・増築、木竹、鉱物、土石類の採取等が規制の対象となっている。

多様な規制に関する法律に比べれば、緑を造出する施策に関するものは、直接的なものとしては、表一3にあげる程度である。自然公園法による整備も、保全のほかは、利用の増進を主たる目的としているので積極策とは解しがたい。しかし、ここ数年、緑とオープンスペースの確保について多面的に行政も努力を払いつつあり、規制を目的とした法律においても、新たに緑化協定の制度

を設けたり(都市緑地保全法)、工場立地法(昭和34年法24号)等、他の方面の法律も緑を重視して運用されている。

2. 自治体の関係条例

緑に大きな関心を抱いているのは住民であり、日夜、直接住民と接している地方自治体は、法律の整備に先行して、開発を規制する種々の条例を数多く制定してきている。

自然環境の保全に関しては、自然環境保全法の制定に先行して北海道が自然保護条例を制定したのに次いで、相次いで各都府県は同趣旨の条例を制定した。規制、罰則の規定のないものもあるが、22都府県が許可制を取り入れた厳しい条例としている。宅地開発等の開発行為に対しても、宅地開発規制条例(千葉県、岐阜等)、開発行為規制条例(群馬県、岡山県等)等の条例が存するほか、要綱なるもので規制的な指導を行っているものは41都府県に及ぶ(以上国土庁調べ、昭和49年4月現在)。

より積極的に緑をふやそうという意欲は、市町村に強く、緑化推進条例もしくは類似の条例を設ける自治体は多い。これらは、一定規模以上の工場、事業所等に植樹を義務づけ、また、一般家庭に緑化を要請し、その代わりに苗木のあっせん、補助等を自治体が行うものである。横浜市、川崎市等緑化対策事業として行政の重点としている。

(筆者・編集委員 正会員 国土庁大都市圏整備局計画課)

ダム基礎 岩盤グラ ウチング の施工実 例集

●重力ダム 26件

田子倉・下久保・早明浦・石手川・江川・緑川・蘭原・菅沢・素波里・永源寺・静内・祝子・岩尾内・生野・新猪谷・油木・旭川・神浦・四十四田・仏原・下新冠・釜房・花貫・田原・永楽・和田川

●中空重力ダム 5件

畑薙第一・井川・高根第二・蔵王・穴内川

●アーチダム 19件

黒部第四・奈川渡・高根第一・矢木沢・一ッ瀬・川俣・上権葉・小渋・新成羽川・豊平峽・矢作・水殿・裾花・青蓮寺・雨畑・高山・小貝野々・奥新冠・稲核

●ロックフィルダム 7件

九頭竜・水窪・牧尾・喜撰山・石淵・大津岐・日出生

A4判 348ページ 上製箱入 13000円(〒500)